

別表第3（第4条関係）

	取扱者	具体的内容	別表1 の表記
1	人事に関して直接の権限を持つ 監督的地位にある者	市長、副市長、総務局長、人事部長、教育長、教育 次長、教育監、教育委員会事務局総務部長、議長、 各行政委員会、各行政委員会の長、各任命権者が指 定する者	担当ア
2	産業保健業務従事者	産業医、保健師・看護師（労務課に所属する者に限 る）、衛生管理者・衛生推進者（安全衛生推進者）、 労務課長、労務課長補佐、労務課安全衛生係職員	担当イ
3	管理監督者	所属長等職員本人の上司（管理職に限る。）	担当ウ
4	人事部門の事務担当者	人事課職員、総務サービス課職員、教育委員会事務 局総務課職員、議会事務局総務課職員、各行政委員 会の職員（いずれも人事事務を担当する職員に限 る）	担当エ
5	局区総務担当及び所属の庶務担 当者	局区総務担当及び所属の職員の健康診断の受診に 係る事務、公務災害・通勤災害の申請に係る事務、 特別休暇・病気休職の申請に係る事務を担当する職 員	担当オ
6	市長の秘書を担当する者	秘書課長、秘書課長補佐	担当カ